# いじめ防止基本方針

川南町立国光原中学校

## はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿やSNSなど、いじめ問題はますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為や「いじめ問題」に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、国において、平成２５年６月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成２６年４月に「川南町いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めました。

そして、平成３０年２月、川南町の基本方針が改定されたことを受け、本校のいじめ防止基本方針の改定を行い、令和４年５月に見直しを行いました。

## もくじ


第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
１　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・・・２
（１）いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（３）いじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（４）地域や家庭との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（５）関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
１　いじめの防止等のための組織・・・・・・・・・・・・・・３～４
２　いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・４
（１）いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（２）いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（３）いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・５～７
（４）ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・７～８
３　その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（１）組織的な指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（２）校内研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（３）校務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（４）学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実・・・８
（５）地域や家庭との連携について・・・・・・・・・・・・・８～９
（６）関係機関との連携について・・・・・・・・・・・・・・９
４　重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９～１０
第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
１　基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・・・・・・・・１０
【参考】別紙１～５・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１～１９

## 第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### １　いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係[注1]にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響[注2]を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第２条）

《補足》

○　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

《注釈》

注１…　「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

注２…　「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

### ２　いじめの防止等に関する基本的考え方

○　いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。

○　いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者・地域への周知を図る取組に努めます。

○　いじめを受けている生徒をしっかり守ります。

○　本校からのいじめの一掃を目指します。また、その気運を高めます。

#### （１）いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、生徒に「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定」の三つの視点で指導をし、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを図り、未然防止に努めるとともに、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### （２）いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応です。いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われ

たりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候でも疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努めます。

### （３）いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、事情を確認したうえで的確に指導するなど、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携を図ります。このことについては、平素より教職員は理解を深めておくことが必要であり、組織的かつ継続的に対応を可能とする体制整備を図ります。

### （４）地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要です。ＰＴＡや学校運営協議会委員、地域の関係団体等と学校がいじめ問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進します。

また､多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

### （５）関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、町教育委員会とは密接な連携を図り、教育上の指導を行います。さらにその指導で十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図ります。また、教育相談の実施に当たり、必要に応じ医療機関などの専門機関との連携を図り、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知します。

## 第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### １　いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、**「いじめ不登校対策委員会」**を設置します。なお、月１回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、関係教員、その他

【役割・活動】

○　未然防止

・　いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う

○　早期発見・事案対処

・　いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口

・　いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う

・　いじめに係る情報があったときに、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

・　いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

○　学校基本方針に基づく各種取組　　**※別紙１参照**

・　学校いじめ防止基本方針を作成し年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
・　校内研修会の企画・立案・実施
・　学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う
・　学校としての対応マニュアルの手順や内容の明確化
・　重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によっての対応

## ２　いじめの防止等に関する措置

### （１）いじめの防止

ア　生徒が主体となった取組

（ア）望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

○　国中ファミリー活動（異学年交流会）の実施
○　学級での話合い活動の実施
○　縦割り清掃活動の実施
○　ボランティア活動の推進

（イ）いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画・運営・実施をします。

○　全校生徒集会の企画・運営・実施
○　生徒会による文化祭や体育大会など学校行事の企画提示

イ　教職員が主体となった活動　　**※別紙２参照**

（ア）生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

○　一人一人の実態に応じた「分かる授業」の展開
○　生徒指導の三機能を発揮できる場の設定
○　職員相互の授業研究会の実施

（イ）日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

○　教育相談アンケート調査の実施（毎月１回）
○　教育相談週間の設定

（ウ）教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

○　教科や学級活動等を中心とした人権教育や情報モラル教育の時間設定
○　外部講師による講演会の実施

（エ）家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

○　ＰＴＡ総会での学校の方針説明
○　学校通信やホームページ等を活用したいじめの防止活動の報告
○　学校公開（オープンスクール）の実施
○　保護者等を対象とした研修会の開催

**（２）いじめの早期発見**

ア　いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

○　生徒の発する具体的なサインの作成と共有　　**※別紙３、４参照**

イ　定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○　教育相談週間の設定

○　いじめの相談窓口の周知

ウ　いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

エ　いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○　職員会議での情報の共有

○　毎週水曜日の職員朝会に、生徒理解の時間を設定及び共通理解

○　進級時の情報の確実な引き継ぎ

○　過去のいじめ事例の蓄積

**（３）いじめに対する措置　　※別紙５参照**

ア　いじめの発見・通報を受けたときの対応

○　教職員は、問題を軽視することなく、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○　いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○　いじめの事実について生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに通報します。

イ　情報の共有

○　アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の共有化を図ります。

ウ　事実関係についての調査

○　速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。

○　調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。

○　生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○　必要な場合には、個人情報の保護に配慮しつつ、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ　解決に向けた指導及び支援

○　専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

○　解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
○　指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
○　事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
○　いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して､いじめの解決に向けて、組織的な対応に努めます。
○　指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

**いじめられた生徒とその保護者への支援**

【いじめられた生徒への支援】
　いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くととも に全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。
・安全・安心を確保する
・心のケアを図る
・今後の対策について、共に考える
・活動の場等を設定し、認め、励ます
・温かい人間関係をつくる
【いじめられた生徒の保護者への支援】
　いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。
・じっくりと話を聞く
・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

**いじめた生徒への指導又はその保護者への支援**

【いじめた生徒への支援】
　いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。
・いじめの事実を確認する
・いじめの背景や要因の理解に努める
・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
・今後の生き方を考えさせる
・必要がある場合は適切に懲戒を行う
【いじめた生徒の保護者への支援】
事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。
・生徒や保護者の心情に配慮する
・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

**いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
・自分の問題として捉えさせる
・望ましい人間関係づくりに努める
・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ　関係機関への報告

○　校長は、町教育委員会への報告を速やかに行います。

○　生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ　継続指導・経過観察

○　全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

**（４）ネットいじめへの対応**

ア　ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為にあたります。

イ　ネットいじめの予防

○　フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）

○　教科や学級活動、全校集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

○　生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯指導）を実施します。

○　インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ　ネットいじめのへの対処

○　被害者からの訴えや閲覧者からの情報をもとに、町教育委員会や県教育委員会と連携しながら、ネットパトロールなどを活用し、ネットいじめの把握に努めます。

○　不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。

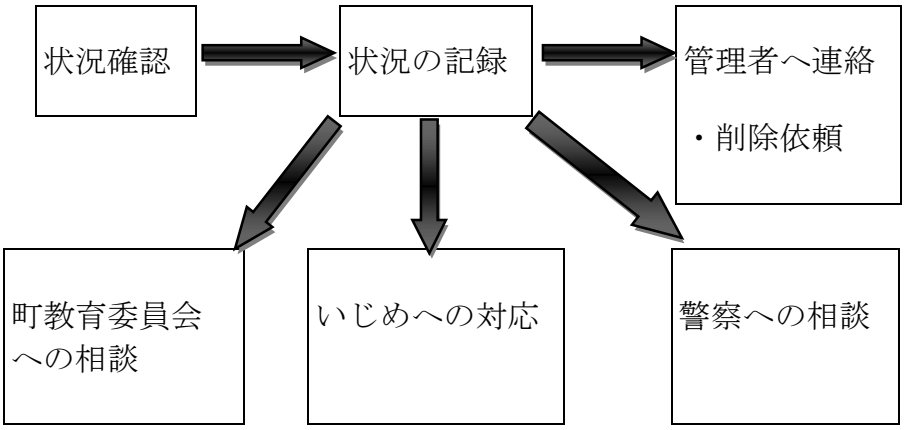


※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

## ３　その他の留意事項

### （１）組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

### （２）校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修やスクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

### （３）校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

### （４）学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

### （５）地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、ＰＴＡや学校運営協議会委員、地域との連携を密にしながら、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

## （６）関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、個人情報の保護に配慮しつつ、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携
- 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

② 警察との連携
- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携
- スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の活用（町・県教育委員会への依頼）
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携
- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

⑤ 学校以外の相談窓口

| | |
|---|---|
| 県警察ヤングテレホン | ０９８５－２３－７８６７ |
| 高鍋署ヤングテレホン | ０９８３－２３－３７４１ |
| 宮崎少年鑑別所思春期ひむか相談室 | ０９８５－２２－７８３０ |
| 県消費者金融相談所 | ０９８５－２６－７１００ |
| 県消費生活センター | ０９８５－３２－７１７１ |
| 県人権啓発センター | ０９８５－２６－０２３８ |
| 法務局人権擁護課 | ０９８５－２２－５１２４ |
| 子どもの人権１１０番 | ０９８５－２０－８７４７ |
| | ０１２０－００７－１１０ |

### ４　重大事態への対処

（１）いじめ事案が次の状況にある場合には、校長はただちに重大事態として、町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西都児湯いじめ問題対策専門家委員会）に協力することとします。

○　生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合など

○　生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
・年間の欠席が３０日程度以上の場合
・連続した欠席の場合は、状況により判断する

（２）事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

## 第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### １　基本方針の点検と必要に応じた見直し

（１）学校の基本方針の策定から３年を目途として、国や県、町の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
　また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

（２）学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

資料１

国光原中学校

# 学校いじめ防止プログラム

| 月 | 未然防止 | | | | 早期発見・早期対応 | | 保護者・地域との連携 | ＰＤＣＡ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 学校行事 | 生徒が主体となった活動 | 道徳や特別活動 | 職員研修 | アンケートや教育相談等 | いじめ不登校対策委員会等 | | |
| 4 | 対面式 | 縦割り清掃活動<br>（通年） | ＜道＞いじめ① | 学校基本方針の確認と目標の共有 | 教育相談アンケート | 毎週学年会にて、学年のいじめや問題行動の状況について情報交換<br>↓<br>毎週水曜日、職朝にて生徒理解の時間を設定し、いじめや不登校、問題行動について情報共有<br>↓<br>毎月、いじめ不登校対策委員会を実施し、各学年のいじめや不登校の状況を報告し、組織的対応について協議<br>↓<br>７月と１２月に職員会議にていじめ不登校の状況や経過等の確認、今後の対応について協議<br>生徒指導部を中心に、アンケート結果の分析や改善方策の検討 | 第１回参観日<br>ＰＴＡ全体説明会<br>（基本方針説明）<br>家庭訪問での相談<br>（全生徒対象） | 計画・目標作成 |
| 5 | 生徒総会 | ボランティア活動の推進<br>（通年） | ＜特＞いじめ①<br>「いじめの定義理解」 | 生徒共通理解 | 教育相談アンケート | | | |
| 6 | | | ＜道＞いじめ② | | 教育相談<br>（全生徒対象） | | 学校公開（オープンスクール）実施<br>学校通信でのいじめ防止啓発 | |
| 7 | ネットトラブル防止教室 | 異学年交流会の実施 | ＜特＞いじめ②<br>「傍観者にならないために」 | | 教育相談アンケート | | | 職員アンケート |
| 8 | | | | スクールカウンセラーの先生との研修 | | | ３年三者面談での相談 | 中間評価と取組の改善 |
| 9 | 体育大会 | 体育大会での絆づくり | ＜道＞いじめ③ | | 教育相談アンケート | | 保護者・地域<br>アンケート | |
| 10 | 文化祭 | 文化祭での絆づくり | | | 教育相談アンケート | | | 保護者・地域アンケートの分析 |
| 11 | | | | 人権教育研修 | 県アンケート　教育相談<br>（チャンス相談） | | 学校通信でのいじめ防止啓発<br>学校公開（オープンスクール）実施 | |
| 12 | 人権教育週間 | 異学年交流会の実施 | ＜特＞いじめ③<br>「勇気」 | | 県アンケート | | | |
| 1 | | | | | 教育相談アンケート | | | 中間評価と取組の改善 |
| 2 | 立志式での講話 | | ＜道＞いじめ④ | | 教育相談アンケート<br>教育相談 | | ＰＴＡ総会 | 年間評価 |
| 3 | | 異学年交流会の実施 | | 今年度の反省と次年度取組事項の協議 | | | | 次年度計画作成 |

資料２

# 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要です。特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報を共有し組織的に対応しなければなりません。

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげます。

## （１）いじめの防止のための措置

| 職務 | ポイント |
|---|---|
| 学級担任等 | ○　日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。<br>○　はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。<br>○　一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。<br>○　教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。 |
| 養護教諭 | ○　学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。<br>○　体調が悪く、保健室に来た生徒に対し、それとなく雑談の中で、学級の様子や人間関係について把握する。 |
| 生徒指導担当教諭 | ○　いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。<br>○　日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。 |
| 管理職 | ○　全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。<br>○　授業を参観し、教科担任が気づかないような、仕草や態度、周辺の生徒の様子を観察する。<br>○　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。<br>○　生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。<br>○　いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など。） |

（２）早期発見のための措置

| 職務 | ポイント |
|---|---|
| 学級担任等 | ○　日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。<br>○　休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。<br>○　個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。 |
| 養護教諭 | ○　保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。 |
| 生徒指導担当教員 | ○　毎月のアンケート調査や年３回の教育相談の実施等に計画的に取り組む。<br>○　保健室やスクールカウンセラー（ＳＣ）等による「心の相談室」の利用、いじめの電話相談窓口について周知する。<br>○　休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。 |
| 管理職 | ○　生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。<br>○　学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。 |

（３）いじめに対する措置

①　情報を集める

| 職務 | ポイント |
|---|---|
| 学級担任等・養護教諭 | ○　いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）<br>○　生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。<br>○　発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。<br>○　その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。<br>○　教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。<br>○　得られた情報は確実に記録に残し、いじめの全体像を把握する。 |

### ②　指導・支援体制を組む

| 職務 | ポイント |
|---|---|
| 組織 | ○　正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担。）<br>○　いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応。<br>○　その保護者への対応。<br>○　教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。<br>○　ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要。<br>○　生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。<br>○　現状を常に把握し、随時、指導を行う。支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。 |

### ③－Ａ　子どもへの指導・支援を行う

**※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う**

| 職務 | ポイント |
|---|---|
| いじめられた生徒<br>対応する教員 | ○　いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。<br>○　いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。<br>○　いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。 |
| いじめた生徒<br>対応する教員 | ○　いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。<br>○　必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。<br>○　いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。<br>○　いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。<br>○　不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。 |

| | |
|---|---|
| 学級担任等 | ○　学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。<br>○　いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。<br>○　はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。 |
| 組織 | ○　状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。<br>○　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。<br>○　指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。 |

**③－Ｂ　保護者と連携する**

| 職務 | ポイント |
|---|---|
| 学級担任を含む複数の教員 | ○　家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。<br>○　いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。<br>○　事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。 |

## 資料３

### １　いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

| 場　面 | サ　イ　ン |
|---|---|
| 登校時<br>朝の会 | 遅刻・欠席が増え、その理由を明確に言わない。<br>教職員と視線が合わず、うつむいている。<br>体調不良を訴える。<br>提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。<br>担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。 |
| 授業中 | 保健室・トイレに行くようになる。<br>教材等の忘れ物が目立つ。<br>机周りが散乱している。<br>決められた座席と異なる席に着いている。<br>教科書・ノートに汚れがある。<br>教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。 |
| 休み時間等 | 給食の時、給食グループから少し机を離される。<br>昼食を教室の自分の席で食べない。<br>用のない場所にいることが多い。<br>ふざけ合っているが表情がさえない。<br>衣服の汚れ等がある。<br>一人で清掃している。 |
| 放課後等 | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。<br>持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。<br>一人で部活動の準備、片付けをしている。 |

### ２　いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| サ　イ　ン |
|---|
| 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。<br>ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。<br>教職員が近づくと、不自然に分散したりする。<br>自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。 |

## 資料４

### １　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

| サ　イ　ン |
| --- |
| 嫌なあだ名が聞こえる。<br>席替えなどで近くの席になることを嫌がる。<br>何か起こると特定の生徒の名前が出る。<br>筆記用具等の貸し借りが多い。 |
| 机上や黒板、壁等にいたずら書きや、名指しの落書きがある。<br>机や椅子、教材等が乱雑になっている。 |

### ２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

| サ　イ　ン |
| --- |
| 学校や友人のことを話さなくなる。<br>友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。<br>朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。<br>電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。<br>受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。<br>不審な電話やメールがある。<br>遊ぶ友達が急に変わる。<br>部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 |
| 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。<br>理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。<br>登校時刻になると体調不良を訴える。<br>食欲不振・不眠を訴える。 |
| 学習時間が減る。<br>成績が下がる。 |
| 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。<br>自転車がよくパンクする。<br>家庭の品物、金銭がなくなる。<br>大きな額の金銭を欲しがる。 |

資料５　　いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

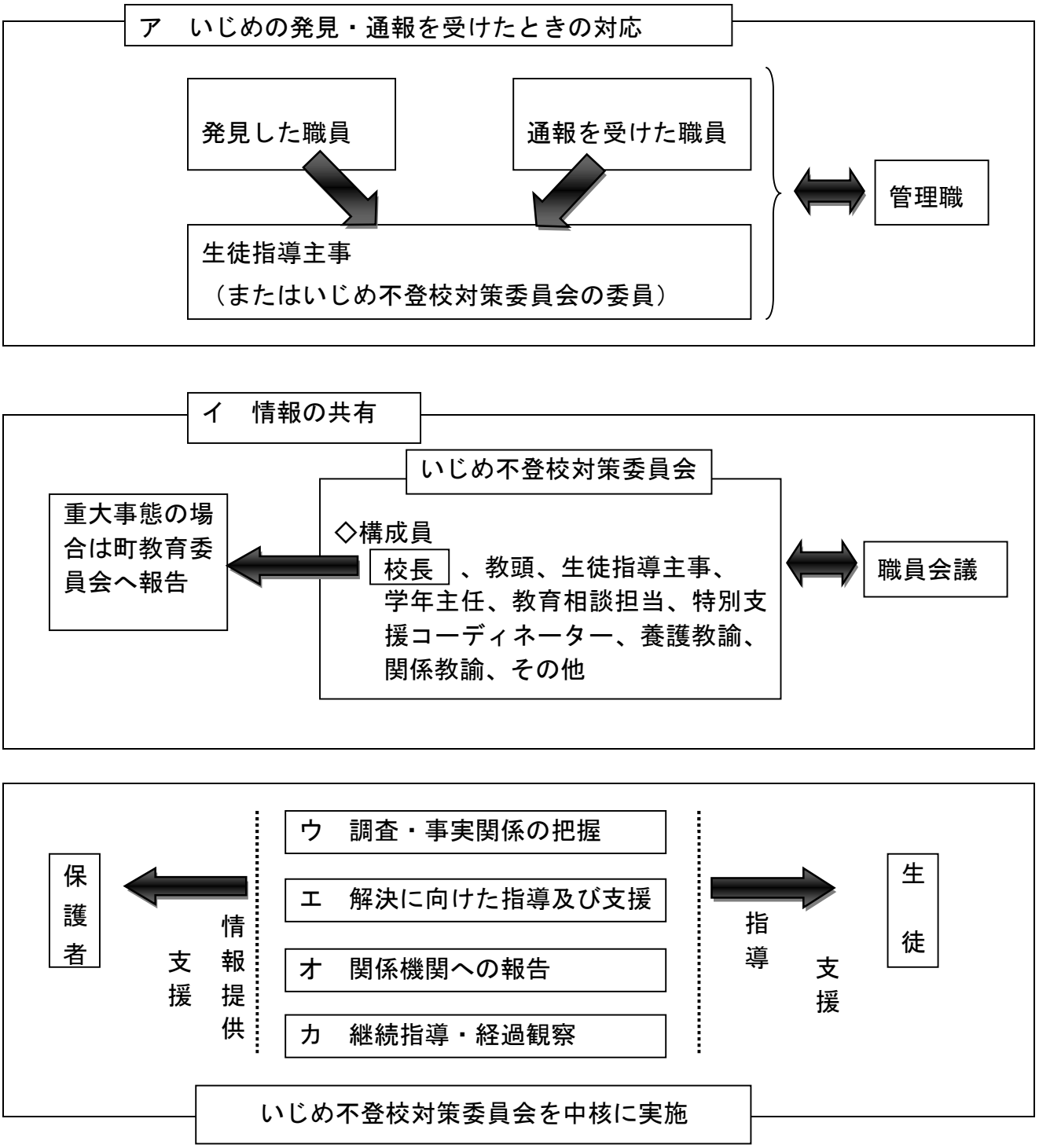


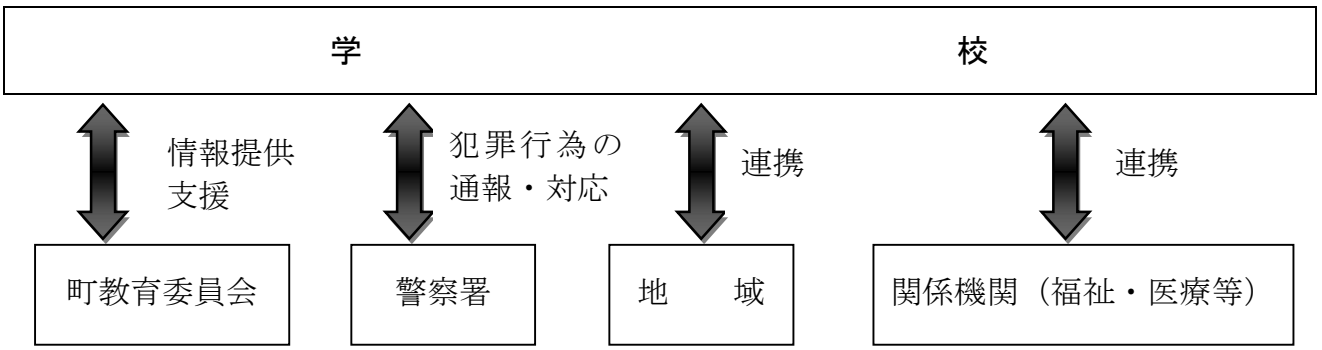

資料６　　いじめ対応メモ

<table>
<tr><td>発生日時</td><td colspan="3">令和　　年　　月　　日　（　　曜）</td><td>連絡者</td><td></td></tr>
<tr><td>発覚の<br>状　況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>被 害 者</td><td>年　級</td><td>男・女</td><td>氏名</td><td colspan="2">保護者名　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">加 害 者</td><td>年　級</td><td>男・女</td><td>氏名</td><td colspan="2">保護者名　　（　　）</td></tr>
<tr><td>年　級</td><td>男・女</td><td>氏名</td><td colspan="2">保護者名　　（　　）</td></tr>
<tr><td>年　級</td><td>男・女</td><td>氏名</td><td colspan="2">保護者名　　（　　）</td></tr>
<tr><td>年　級</td><td>男・女</td><td>氏名</td><td colspan="2">保護者名　　（　　）</td></tr>
<tr><td>年　級</td><td>男・女</td><td>氏名</td><td colspan="2">保護者名　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">いじめの実態</td><td colspan="3">被 害 者 の 言 い 分</td><td colspan="2">加 害 者 の 言 い 分</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5"><u>実態の分析と考察</u></td></tr>
<tr><td colspan="6">今　後　の　指　導　の　留　意　点　（ 対 応 策 ）</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6">家　庭　と　の　連　携</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>